

働き方改革関連法に対する 中小企業の実務対応のポイント

～来年 2019 年度より随時施行～



残業時間上限規制



年次有給休暇の取得促進！



同一労働同一賃金への対応！

—もう、待たなし！—

2018年6月29日、参議院本会議で「働き方改革関連法案」(正式名称:働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案)が可決・成立しました。今、働く人の心身の健康確保、仕事と生活の調和、女性活躍推進等の観点から、所定労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、同一労働同一賃金などの「働き方改革」を進めていくことが求められています。

—「働き方改革」にどう対応するか—

ところで最近、よく中小企業の方に「テレビで“働き方改革関連法”という言葉聞くけど、具体的には何の事?」「それで、結局、どうすればいいの?」などのお声をよく頂戴します。言葉だけが一人歩きし、漠然とした不安を感じている経営者や人事労務担当者の方も多いのではないのでしょうか?

そこで、今回のセミナーでは①「残業時間上限規制」②「年次有給休暇の取得の促進」③「同一労働同一賃金」への中小企業における実務上の対応策をわかりやすくお伝えさせていただきます。特に、「いつまでに何をしなければならないのか?」そして、「中小企業ならこのように対応すべきだ。」ということを中心にお伝えさせていただきます。

◆今回の法案や政府の進め方を見ても、「働き方改革」を政府は本気で取り組んでいます。内容には賛否ありますが、法案が成立した今、それに従う必要があります。早めに対応を行っていきましょう。

<セミナー内容(予定)>

- ・そもそも、法律の施行時期は中小企業と大企業では違う!
- ・時間外労働規制への対応の肝は、コレだ!
～今後の監督署の動向を踏まえた対応策～
- ・年次有給休暇の5日義務付けに対する実務上の対応ポイント
～顧問先様への対応から見えたよく質問されるポイントと対応～
- ・同一労働同一賃金問題への実務対応
～近時の最高裁判例を踏まえた中小企業での対応実務～
- ・規制緩和されたフレックスタイム制は●●職に使える!?
- ・その他、関連法案の内容と対応 など

<配布資料>

- ・当事務所オリジナルレジュメ
- ・労使協定等、本法への対応書類
- ・その他、法解説補足資料

講師 糀谷 博和(こうじたに ひろかず)

糀谷社会保険労務士事務所 代表
株式会社 陽転 代表取締役

地方銀行に就職し、年金相談業務などを経て平成14年に社会保険労務士事務所を開業。滋賀県内外約500社の企業を指導する中で培った人事労務の実務経験をベースにしたセミナーは分かりやすく、実践的であると大好評。「サービス残業問題」に関する書籍を上梓するなど、多くの企業のサービス残業問題をはじめとした様々な労務問題に対する解決力を身上に活躍の場を広げている。



お申し込みは裏面に!

- ① 日 時：平成 30 年 11 月 9 日（金） 14:00～17:00
 ② 平成 31 年 1 月 25 日（金） 14:00～17:00
 ③ 平成 31 年 2 月 13 日（水） 14:00～17:00
 ④ 平成 31 年 3 月 13 日（水） 14:00～17:00

場 所：コミュニティセンターやす 2 階 研修室 1 （野洲市小篠原 2142 番地）
 ※野洲駅南口 徒歩 5 分 無料駐車場あり

- ⑤ 日 時：平成 30 年 11 月 8 日（木） 14:00～17:00

場 所：ひこね燦ぱれす 2 階 会議室 （彦根市小泉町 648-3）
 ※南彦根駅徒歩 10 分 無料駐車場あり

- ⑥ 日 時：平成 31 年 1 月 22 日（火） 14:00～17:00

場 所：草津まちづくりセンター 3 階 302 号室 （草津市西大路町 9 番 6 号）
 ※草津駅西口 徒歩 5 分 専用駐車場 数台の為ご注意ください

- ⑦ 日 時：平成 31 年 2 月 7 日（木） 14:00～17:00

場 所：長浜勤労者総合福祉センター臨湖 北館 2 階第 3 会議室（長浜市港町 4 番 9 号）
 ※長浜駅西口 徒歩 10 分 専用駐車場 15 台※他、長浜港 P や豊公園 P をご利用下さい

- ⑧ 日 時：平成 31 年 3 月 7 日（木） 14:00～17:00

場 所：甲賀市商工会館 2 階 研修室（大ホール）（甲賀市水口町水口 5577-2）
 ※駐車場 20 台程度

【受講料】10,000 円（税込）＜ 顧問先様は無料 ＞

【対象】経営者又は経営担当 【定員】50 名 ※先着順、1 社 2 名様迄

【申込締切】各セミナー日時の 2 日前まで

※1 社 2 名様でも同料金にてご受講頂けます。

※秘匿性が高いため、同業者、コンサルタントの参加は固くお断りします。

「働き方改革に対する実務対応のポイントセミナー」お申込み

事業所名		参加日時	月	日
住所	〒			
電話番号	()			
メール	@			
参加者氏名（1事業所2名まで参加可）		参加者氏名		
役職（)		役職（)		

24時間受付 FAX⇒ 077-586-7481 

インターネットでのお申込み⇒

株式会社 陽転

検索 

セミナー受講者専用窓口（菟谷社会保険労務士事務所内）

〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原 1205 TEL:077-518-1960 担当：山本・北川